

千代田区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

千代田区長 樋口 高 顕

千代田区規則第47号

千代田区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

千代田区歯科技工士法施行細則（昭和50年千代田区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第2条の2 歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知は、第1号の2様式による。

第6条第6号中「及び開設日」を「、開設日及び歯科技工所番号」に改める。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様式（第2条の2関係）

第 年 月 日
号

開設者住所

開設者名 様

千代田区長

歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知いたします。

記

- 1 歯科技工所名称
- 2 歯科技工所所在地
- 3 開設届出年月日及び番号
- 4 歯科技工所番号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第63号）附則第 3 条の規定による歯科技工所番号の通知は、この規則による改正後の第 2 条の 2 の規定の例により行うことができる。